

Contents

- 02 **特集** 地区別座談会を開催  
～組合員の皆様のご意見・ご要望～
- 06 あきた白神トピックス
- 10 営農情報 ～稲作・畑作～
- 12 毎日の果物でもっと健康に
- 14 能代科学技術高校リポート
- 15 地域のきずな ～女性部活動～
- 16 人事異動
- 17 令和6年度 新入職員紹介
- 18 おたより・クロスワード
- 19 JAあきた白神からのお知らせ



Q ご意見・ご要望・ご質問  
A 回答・対応

特集 地区別座談会を開催

～組合員の皆様のご意見・ご要望～

令和6年3月座談会

3月8日から13日まで管内の36会場で、令和5年度集落座談会が開催されました。

各地区の組合員203名が参加し、令和6年度経営計画めやす(案)やJAグループ秋田組織再編協議会における合併協議の一時休止と今後の取組について報告した後、意見交換を行いました。

参加者からいただきました貴重なご意見・ご要望・ご質問をQ&A方式でご報告させていただきます。質問事項が重複・類似した案件については集約し回答させていただいております。

※各項に標記している㊦、㊧、㊨、㊩はご意見・ご要望のあった本店・支店を表しています。  
㊦=本店 ㊧=のしろ北支店 ㊨=二ツ井支店 ㊩=藤里支店

合併に関するご意見

**Q** 合併について個人的に賛成しております。合併協議が休止状態にあり、今後の進展が見込めない場合、小規模な合併や県北、中央、県南地域の3、4のJAによる合併を再検討してはどうか。(㊦、㊨)

**A** 将来の合併を見据え、まずは組合員メリットを見出せるように近隣のJAと事業連携構築を検討してまいります。

米の栽培・販売・営農に関するご意見

**Q** 令和7年度から、「あきたこまちR」に切り替わるが、肥料等の使用については同じなのか。適正な指導・栽培方法の周知をしてほしい。また、栽培試験の情報をもっと周知してほしい。(㊦)

**A** 「あきたこまちR」は出穂期や成熟期、収量性や品質等は「あきたこまち」と同等で、基本的にこれまでと同じ栽培方法で問題はありません。令和6年度は藤里町に展示圃を設置いたしました。

**Q** 「合併協議において明らかとなった課題」とはどのような内容か。(㊨)

**A** 各JAでは、財務改善に向けた様々な取り組みが行われています。また、老朽化した施設の問題も存在し、これらの課題に対処するための議論が必要です。しかし、これまでの協議では議論を十分に深掘りすることができず、組織再編に向けた理解の共有に至らなかったことなどです。

ですので、試験経過や結果については、講習会やJA広報誌への情報掲載を行いながら周知を図ってまいります。また、秋田県で栽培暦を作成予定なので、JAに届き次第、生産者へ配布いたします。

**Q** 今まで通り「あきたこまち」を作付けしたい人は種籾をどうするのか。また、令和7年度以降「あきたこまちR」以外はJAで買わないのか。(㊦、㊩)

**A** 従来「あきたこまち」を作付けすることは可能です。しかし、県内全ての採種地において「あきたこまちR」の種子生産に切り替えられることから、JAからの種子供給は「あきたこまちR」となります。そのため、自家採種や県外産地から種子を確保する必要があります。また、令和7年度以降「あきたこまち」の買取りは可能ですが、種子更新の観点からJA米ではなく一般米の扱いとなります。

**Q** 「サキホコレ」の試験結果と今後の展望についての周知を希望します。「サキホコレ」は災害に強く、1等米の比率も高

いとされています。数年後に作付け推奨地域に指定された場合でも、特別栽培などの要件を全て満たして生産できる農家は限られているのではないのでしょうか。作付要件などの情報を早めに周知していただきたい。(㊦、㊨、㊩)

**A** 現在、管内は作付推奨地域外となっており、残念ながら「サキホコレ」の作付けはできません。そのため、令和3年から作付推奨地域に入れるかどうかの栽培試験を継続して行っています。令和5年の試験結果では、全ての試験区(5カ所)で基準をクリア(タンパク質6.4%以下、アミロース20%以下、地域単収と同等の収量確保)しておりますので、今後の試験結果によりますが、サキホコレの作付推奨地域に入ることができる可能性があります。

但し、令和7年から特別栽培が必須条件となることや生産団体登録が必要であること、新規作付希望の場合は前年または前々年のあきたこまち1等米比率90%以上かつタンパク質5.6%以下であること等、生産者毎のバラツキを防ぎ、

高品質な米のみを供給するために複数の要件をクリアする必要があるため、関係機関と慎重に協議を重ねながら令和6年度の試験を実施してまいります。

**Q** 異常気象に対応する営農指導は、どのように考えているのか。(㊦、㊧)

**A** 県から出される予察情報を基に、関係機関と協議しながら情報伝達を行っております。令和5年は水稲高温登熟注意報や大豆の高温後の害虫多発注意報等、各作物ごとに情報発信しております。また、迅速な情報伝達を目的としたLINEによる情報発信も始めておりますので、この機会にご登録をお奨めいたします。

**Q** 水害で作付け不可能な水田に対して、JAとしてどのような対策があるのか。(㊦)

**A** 令和5年7月の水害については、土砂の流入で営農継続が困難な農家を対象に10aあたり50000円の支援金をJA独自に支払っております。この支援金については、JAグループよりいただいた大雨被害義援金



**Q** カントリーエレベーター増設の考えはあるか。また、大潟村カントリーエレベーター出荷分の精算遅れについての対応策はあるのか。(㊦、㊧)

**A** カントリーエレベーターの増設については、コストの上昇もあり、慎重に協議する必要があります。また、大潟村カントリーエレベーター出荷分の精算につきましては、令和6年度に能代営農センターへ自主

(1、500、000円)に加算して支払っております。また、能代市では田畑や水路・農道の破損箇所の修復に係る経費補助や農道の保全に必要な砕石等の支給を実施しております。

**Q** 今年度の米販売の全農・直販比率と次年度の予定比率を教えてください。また、資材や農業機械が高く経営が厳しいので、米の価格が上がるよう販売努力をお願いしたい。(㊦)

**A** 令和5年産米の全農、直販比率は3・7となっております。令和6年産米については、直販比率を高めた計画としております。米の販売につきましては、需要に応じた生産を今後も続けるとともに、卸業者との事前契約を進めることで生産者へ最大限還元できるように取り組んでまいります。

また、生産資材等の高騰による生産者手取の減少を防ぐため、取引先へ経費高騰分の価格転嫁を要請しておりますが、引き続き運賃増額分の転嫁も要請してまいります。

### 肥料・農薬・資材等に関するご意見

検査装置を導入することによりスムーズな精算を実施いたします。

**Q** 原料は海外からの輸入やウクライナ情勢もあり高騰しているのは理解できるが、肥料・農薬の価格を安く出来ないか。(㊦)

**A** 肥料に関しては銘柄集約をすすめ、仕入れロット数拡大による特別価格で対応しております。今後も銘柄集約等をすすめながら低価格供給を目指してまいります。

**Q** 安価型共同購入コンバインはどの位の価格設定か。また、来年度以降も購入できるのか。(㊦、㊧)

**A** 価格は、メーカー希望小売価格737万円(税込)です。メーカー希望小売価格より100万円程度の安価となります。発売期間は、令和9年春頃まで受付いたしますが、全て受注生産となりますので、担当までお問合せください。



**Q** 無料職業紹介所について農家が求人したい際は、どのような手続きで雇用する人が決まるのか。また、1日農業バイトアプリについて利用状況はどういったものか。(㊦)

**A** 県求人票を営農企画課(または各営農センター)に提出いただいた後、JAからお電話で求職者の紹介をいたします。条件等が合いましたら、面談・見学の日程を決めていただき、JAと

### その他のご意見

**Q** 出資配当金の率を上げる予定はあるのか。(㊦)

**A** 組合の財務状況、決算等の状況など、多くの要因を踏まえ検討してまいります。

**Q** JAでNISAの取扱を検討しているのか。(㊦)

**A** 令和7年度、業務開始に向けて準備を進めております。指導員や農業技術センター、県職員などの退職者から、経験ある人材を再雇用しては、

**Q** 営農指導員に絞った募集も検討してまいります。

**Q** 人手不足傾向と言われているが、来年度の新規採用状況はどういった状況か。また、JAでも若い職員が辞めないよう対策をとって欲しい。(㊦)

**A** 職員募集に関する資格や期間については改訂を行い、令和5年度には5名の方々を内定いたしました。また、職員が早期退職を選択しないよう、業務や指導体制の一部を見直し、職員にとって働きやすい環境作りを進め

求職者と日程を調整してご連絡します。面接当日はJAと求職者が直接面談場所へ行きますので、面談を経てから、採用・不採用を決めていただく流れとなっております。不明な点等ございましたら営農企画課までご連絡ください。

1日農業バイトアプリの利用状況は、2月末現在で8経営体を利用し、募集人員190名に対しマッチングが176名(マッチング率92.6%)となっております。今年は猛暑干ばつの影響で生産量が落ち込んだことに比例して利用者も少ない状況でした。

### カントリーエレベーターに関するご意見

**Q** 「あきたこまちR」に移行後もカントリーのカドミ検査は必要なのか。(㊦)

**A** 初年度(令和7年度)についてはこれまでと同様に全量検査を行います。その結果を踏まえ、翌年度より検査を全量から抽出していくなど、簡素化を検討しております。

てまいります。

**Q** 融資担当者を本店集中した場合、申込は本店に行かなければならないのか。(㊦)

**A** 従来通り、各店舗での申し込みを受け付けます。また、地域内の組合員・利用者との相談活動の充実を図ってまいります。

